相生集

九 古蹟
十 神廟

五

和書門	
類	
號	三六五一三
函	一二二
架	一
冊	一〇

內閣文庫	
和書	
類	
號	三六五一三
冊	一〇
函	一七四
架	二三

內閣文庫		
番號	和 36513	
冊數	10 (5)	
函號	174	318

共拾

国立公文書館
National Archives of Japan

内閣文庫

相生集巻之九

外史
大鐘弥兵衛藤原義鳴輯

古蹟類

小濱　上館　下館　鐘櫻旧跡　観月亭旧址
古慈現明神　古顕法寺　廢大日堂
上長折　栗松館　下館　唐矢館　片倉館
四本松　六本松　繋舟石　古圓福寺　観音慶寺
下長折　四本松
西勝田　館　戸外山陣場　柏木田陣場
大平　蓬田館　島内館　諸越谷館

内閣文庫

白真弓　倶帰　漬螺石
平石　高田館　菖蒲館　太夫館　北野館
栗之巣　外候石
鈴石　滝小屋館　竹之内館　高田館　館
西荒井　荒井館　南館　町田館　北内館
小濱成田
下太田　鍛冶内館
外木幡　築山館　黒木内館　樵館　田子山館
八幡石
針道　館
内木幡　樵館　烏子館　八幡館

南戸沢　築山館　仙石館　赤馬館
北戸沢　田尚館　北向館　黒少内館　松ヶ平館
月夜畑柵
西新敵　西高内柵
百目木　十石畑　西　館
田澤　古戦場
山木屋　八騎
小手森　館　荒井館　政宗屯陣
上太田　本城館　西谷館　中町館　新城館
白髪館　綱木館　陣場山　十朝慶寺　高松慶寺
保林慶寺

○八町目　館　館
鼓岡　バチキ館　茶白館　吉治宅址　櫻内耕地
古諏訪宮　古西光寺　置鞍石　大竹森
下水原　館　極樂寺館

以上八十九ヶ邑此巻ニ収む

古蹟類

川濱

○上館　大内備前居る本文櫻小實名を守高と云石橋家の旧居
〜〜り石橋久吉死後伊達の旗下となり後方に田村清顕の麾下
のちみ多治見多治見清顕に降り清顕の家臣櫻小授兵を信氏
守高と実義ともに〜〜〜〜〜〜天正十三年八月十五日遂に敗北なり小義輝
を家督に立て此家の父輝宗帰り後も○伊東家系に従五位下大内備前
守晴嗣應永二十五年移二鹽松一居ル大内城一是為大内祖本小濱之城主也ト
リ不可信
○下館　故家居る本文或曰〜南の村城なりしを素家して此家の住せ
る〜〜〜のちに白石城代となる此家押領地の一部なれ蒲生
氏郷小場となり時に蒲生忠鷹なる者〜〜地住居せ小濱

蒲生秀行に代りて玉井（如翁 田氏）数馬をおくとぞ（会津旧事雑考 書上紀 蒲生記）一説中に
政宗に上坂輝宗を下館に住ませしとあれども天正十三年十月畠山義継
二本松より来て輝宗に面謁し折ふし謀のことなれば謀りて討ちし蒲生
古配帳にも忠右衛門と作し潴を上館に古は数馬を下館に住せしといふもあり

○鐘楼旧跡　○観月亭旧跡（二ツとも）伊達家の時の事之（志並覧）

○古慈現明神　・在島井町

○古顕法寺　・今の法楽寺その跡なり

○慶大日堂　・旧地未詳

上長折

○四本松館　右橋修理大夫様は文和義に塩松に来りて貞家貞和四年に
始めてしより幾代満家まで二本松に住せ（陸奥国史○友鶴翁の云 吉良氏も之住せし所証見あたらず 国史に依りて如く記せしや 仙道白川家石郷翁古）
文書によりてこれば名取郡に住せしとあれども地誌を経考し
候ふ[illegible]住せし事なりと知るべし
吉良宮新宮氏広住せしといふ（翁北 東堂）

記に宮津吉刑部大輔氏広吉良満家が四代を伝へりしに住せし応永七年探題として宮ニ塩松に来る氏公といふと自殺す
るる嫌として吉良弘義居館せる[illegible]近江にて住せ　さて右橋家は満持（左京大夫 氏広の四代を経る[illegible]）
満持より七代久義迄これに住せしと有り これを四代目より上高倉山に移りしといふも[illegible]（満持家臣の銘 墓考のする事）
思ふに満持より四本松に住せしとあれども[illegible]
右橋家おもふに衰へて大内備前右橋深山守謀反して田村清顕
に属して功ありしによりて清顕より深山に四本松を与へたりしに天正十二年九月
伊達政宗に責られて白石宗貞四本松一国をあたへしと云（世数扎）
事績古館跡に経て定かならず浅館屋形に候とあるべき（よりてう）
○右館の住せしその不思議多し

菊地系図にハ
初代
藤原武則　天兒屋根命廿一世大職冠鎌足十五代菊地肥後守則隆十
五代従五位下肥後守武男菊地三郎従五位下掃部介後左京進應永三年

蒙勅命下奥州住安達郡黒松荘 同七年庚辰六月八日卒 五十八歳

鋏岩戒公大禅定門

義時卒 字津軽氏 氏房 左兵衛尉 [illegible]

[illegible] 氏房 [illegible] 仕 [illegible]

[illegible] 氏房 [illegible]

[illegible] 書 [illegible] 氏房の [illegible]

[illegible] 氏房 [illegible]

[illegible] 氏房 [illegible]

[illegible] 氏房 [illegible]

[illegible] 氏房 [illegible]

二代 頼秉 母真野七郎隆義女 号菊地金子九郎後三郎掃部介 應永二年

従父下向奥州 如元 同七年庚辰 斯波持詮有軍功賜安達戸沢村

号文安三年丙辰三月二十六日卒云々

義時卒 斯波持詮 [illegible] 持詮 [illegible] 永七年 氏房 [illegible]

[illegible] 雲記 [illegible]

[illegible] 所 [illegible] 串下 [illegible]

五代 氏秉 菊地金子九左京亮太郎左三門尉 文明二年庚寅 石橋房義

有軍功領戸澤小手森二村 号永正三年丙寅九月八日卒云々

義時卒 房義 [illegible] 氏房 滅亡 [illegible] 石橋 [illegible]

氏家 [illegible] 石橋 [illegible]

氏勝 初め [illegible] 軍 [illegible] 持 [illegible]

[illegible] 諸記 [illegible] 業 [illegible]

因間譜録

西郡村の石橋久義住せり是は武蔵国の時に西郡村に畠山と一向川東北守護
職ふかのれ時に特沢村東福寺山に城郭を構へ住せり云々

義信同じく二人東福寺の領地を諍ひ有り云々

伊東家系図

初任工藤左衛門尉祐経依有勲功加賜奥州安積安達塩松三箇
庄云々

義信同じく二人京陸奥文字を賜ふ依て

西郡村伊紀中々

義家卿奥州北国府に日ふ向の庄備前使助兼任す——あ是より作——
ゆ其人津軽北国に生なれば板津より松の苗西郡村——屋形内に有

殿を崇西面に掛主住吉四所の神を勧請せ世人云ふ西郡村鎮と云ふ文
治年中頼朝卿康衡討伐の時信義兄弟を先鋒に遣はす云ふ
の功あるによりて東福寺と号ふ西郡村鎮——住せるの故あり成吉川向
鎮と称——西郡村氏秀りと名乗り世代を重ね武蔵国
山内に住せり義家の時石橋家平西郡村を賜ふ云々
義信同じく出羽を四人の伝あるを知られ石橋に渡るの証
ば住ぜ——の氏姓くハ三人ふ助兼の家系伝ふ——八住奥語記
るべし見えたれども是——住せ——ふ人えあれ氏最新
又此時秀りとふ——と称り——とても有樹を名乗氏
異なる蕃主来り信義の孫にて是義を以住せ——あれど
まづと所今——なるあ加住つるる——なるいの内をあ加住るる

―多ければ絶ていとゝ少きもあり歟

奥相茶話に

藤原忠家卿の子孫田村を伊賀此田村と中人下て知行せ
れたり此田村下に有分〳〵ゝ又流浪して行衛しらず秀忠公に勤仕したりと
聞伝る業平に考へ寄る歟なれバとこゝ諸事絶て沒紀なきまゝ

下総 山淡所ゝ考へ

古鑑弁 ゝ考ヘカラス

唐矢鑑 右稿志摩守信定 村絵古里集一覧 古鑑弁に此鑑と上方田村西方
鑑此子孫と云ふ鑑に考へに西村飯西左家の事なるべしとあり
されども村絵に此事なし皆上方田村に別に西方鑑と云ふものあれハ此方
を鑑弁にあやまるべし―按ずるに考て大内の芳も引延ゝハ早く遠藤

ほゝ中方神掛に八早皆〳〵引延き如是婦に家中〳〵とあり如是婦と云
ふ此所を鑑弁事のやさしきに大内の抱なるべし―

片倉鑑 信実鑑に下鑑弁に東片倉小十郎信実とあり
是を今此村に片倉と云家あれハそこ〳〵あり―なるべし―此考
もまぎれなし

四本松 六本松

家康公の命に此所に高岡此時沒落して今に高岡と云あり是二本松と
城郭一体相て二本松と名付る歟四本松と相をは中を
隔松と書て通東街道此熱海と云ふ四本松と相をは中を
とて六本松と云ふ地名もあり云へ四国屋敷中に相松と書―と松と相
せ―時此の二降り此所に里老と信定と申此信定より勝り此所のを

○繋舟石（フネツナギ）　舟山内にあり高六尺ばかりなる石にて舟を繋ぎしと云ふ（古記）

○古国分寺　在四郎右衛門屋敷内

○新寺廣寺　今は片倉新寺廣寺なり

下長折

○四本松館　在橋義之孫二郎左衛門尉（又古館舞子）

是も上ものと云ふ地にて物見の跡なり

西勝田

○館　高橋四郎兵衛尉信光（或志）居城

○戸外（トケノ）山陣場　小濱上館の近所　伊達氏大内氏の戦場なりと云ふ

○柏木田陣場　口下館の近所

大平

○蓬田館　○島之内館

三ヶ所とも詳なる事知れず古館無之故詳細なる事は知れず

○諸越石館

中納言新田地之儀ハ三条方ヘ定置の通康保三年十月晦日甚

悔三千年相違なく永世之新田仕候ハ（家康の書状に曰く拾医集巻五号ハ北条一門の黒塚なり）

あまぐりと云ふ物ハ（栗の事なり）

拾遺集ふあけ（拾遺集の詞）

さて新田忠師社領田地之儀ハ（中老歴代神仕の四人なり）但大和物

語ハ新田社中ハ男他の国社寺なりしかば云々別節出て他の

国の事なりしかもあまバ云々を以て云ふ説ハ誤りなり

一ハ三条三郎信光も主なりしかば百人一首ハ稲荷ハ主之信和源氏頼元歌主

孫信子信下立信子也信子信下ハ信濃ハ和泉ハ和歌一ハ信

此事一カ長保二年信濃国ハ辛スヽ云ふ又一タ説ハ雅和ハ云ふ

の集ハ主三郎信信濃国ハ切ハ源氏ハ稲荷ハ主なりと云ふ

焼ハ新田ハ実ハ新田のことなり

国立公文書館
National Archives of Japan

のゝ名なるべしといへりさもありなん 根目之ト加志見えたれども老の志まさるべきにあらず さて根目なるの
ふに国府より出て府中に住せしなるべし 重之陸奥国にてうせし人なれば又国府にある官
りしならし義備ありしめたるに知るなしかるも根目なるべし ゆゑ此国府に移りしはあるべからん 此ほどしちれて滿仲郎従武隈にまします例なし此そこに在
古今に重之が知も【へ】やる歌に此村雲時るゝつゝとふ句は此詞書にもち此所あたり 陸奥の一つなり 深くとめて新
田ふ伴りける女子九月ばかりつらつらしけるとありけれが女とのこして重
之郎従を異国に住まへれんやうにすゝ意此ともけれどおもへ惑
を一夕話に吉野郎従が鏡を得せて法楽に物をせし時重之郎従津軽
国に移り坐して与兵衛鏡を商し所訴訟の女を一首此返
し元来のありと云申されば寄此女にすゝめておこして移り返りけると
こゝれは此寄をよみて移りに思ひし時にすゝめておこし、寄を仰し如くあらば重
之郎従此こてふきまれしと判断と雖ひなく何處ともこのある寄を仰し

○杉田館あり 杉田刑部左衛門が墓也此所に太平記并に熊つとふくめの
ありて其館跡にありとあ吉里集にみえたりとて杉田が出たれども太平と
ありと思へば其人にて住れけんことも云ふ事なし

○白石 安達郡此郡は重之郎従此姉妹此あたり鏡此出り白
石といへるも多く植ゑれし家もありて姫もいひしこと会津藩も黒塚の説あり
此女とは其姫といへるまでかゝりてそれ何の據ありやといまれしに
よりてわかれに書きけるを此あたりにて地名をしるしてありしと云へれハ名跡の説ハなぶきあ

○倶帰（モロトモガヘリ） 法螺石 東光坊が鬼女を降伏せんと常に追ひて避けさけて逃
てこゝまで来りし地なる家こゝに夜をあかしてその時東光坊が捨たる法螺此
石となりたるが今にありとち傳へたり

平石

○高田館 平石甲斐守武貞住せて石橋久兵衛此旗下なりし大内が

然るに組世氏天正十三年八月四日森と共に落城す 古牧 按に四本松に
住せし氏剣を號之
○菖蒲館 ○太夫館 ○小野館 同書も以上を亦ふ記文本 諸書ふも見えさ
れバ考ふよしなし
○粟之巣 畠山義継と伊達輝宗と生害の場也 記文本 按に天正十三年十月
八日義継小浜に従て輝宗に宮森に取あひて協議ふ輝宗を擒にし
政宗此事を聞て追来りしかバ義継を輝宗を刺殺して自害したる
事なりこれより柏杉あり土俗よく疱瘡を治すといへり
○弁慶石 高田の山中にあり義継粟之巣にて討死の時新城弾正を
きりて手をさすとて見せし時此石上にて登りしより道にて討死すと申

鈴石
○滝ヶ崖館 ○竹之内館 ○五間目田館 ○館

同書も以上ミな記文本 他書にもいまだ見えあらず

西荒井
○西荒井館 西荒井平蔵某居 尉某大河内居せし之 古田家集 村鑑一覧 大概記

北沢戌田
○南館 ○町田館 小内館 以上三ヶ所記文本 他書にもいまだ見えあらず

下太田
○鍛冶内館 ○大河内弾正居城記文本 大内氏諸之 按ずるに弾正ハ大内備
前が甥にて棚内を氏としてなれバこゝに住せる事なし されど館屋
考ふる事なれバ定かならず 此所に住せし記もあり 塩松の内鍛冶屋 今鍛冶内
鍛冶内 弾正もと 此城を後取に移るきにしとあれハ弾正か居城ハうつるなし

外木幡
○柴山館 鍛冶山ともいふ 鍛冶山館 大内備前か抱城也 天正十年四月政宗川
東柴館まて出張せられしハこの柴館之考 館屋 安住 天正十五年政宗
此館を責落して悉く浮首を
○黒木内館 ○樵夫館 ○田子山館 以上三ヶ所記文本 他書又是を記す世氏也

銘ハ内木幡ノ条ニ出ス

針道

○八幡石　道ノ北ニ有リ大石ニて古徳之ニ座して是ハ義家公の旧跡なりし

○館　針道源五郎住居大内ニ属せしニ天正十三年八月政宗
公ニ攻られて其身も討死せり　古鈔本

内木幡

○樵館　大内備前カ抱ヘ天正十三年八月政宗公ニ攻られ落城せり　古鈔本

一説ニ大内田之先と云ふ者の住居なりと云伝ふ也しかし詳ならず思ふにして
古鉄具樵等も掘出せし事あり　銘基考

○烏子館　ここに刻ノ文字地形を其山より出たし言伝へれとも人の住居し詳ならず
立は其山より此岩等もあらん然といへり　銘基考

○八幡館　主ハ知ず作書ニも所見なし八幡の名ニよつて考れハ東征の
時義家公本陣ニ由し出陣せられし事ともあるといへれハ其時義家公の
住せし所なりし事も安積郡の八幡館も義家卿東征の時築れしと
いふにても知らるべし

南戸沢

○月山館（築カ）　大内備前住せし（文一本）或云往昔田村氏菊池が氏族分れて此ニ住
大内治部少輔忠安後ニ大内修理と称せしか田村清顕ニ責落されしと云ふ　銘基考
桜井菊池家系ニ十二代頼家菊池治部少輔忠宗住于塩松山城ニとあり其大内氏
住せしとありしとも（菊池を改めて大内と称せし也初メ戸沢ニ居し引ナリ）さて頼家の年代明らか
ならず知らずにしても推量時ハ元亀天正の間ニ築きなりし人と相見え
るされハ清顕ニ責落されしと云ハ治部少輔を言し此頼家なる
べし又曰く菊地家ニ本拝領の地ニ称せしとのなし初よりに頼家の
祖頼業（初め戸沢ニ居りし人也）拝領ありと号せしなれとも大切ニ思ひし事なる
ん又備前カ二代目に至りし事又明らかなるにて備前と称せし故志ふ

[illegible]大内[illegible]ようまきれて伝[illegible]世[illegible]伝[illegible]

仙石館 田村清顕此地を拠[illegible]

城[illegible]時[illegible]

赤馬館 武[illegible]十代宗清[illegible]

北戸沢

田向館 古館并田中ニ似ルハ非ラズ 武蔵丹波守[illegible]

古館考 肥後菊池氏此族武[illegible]

め肥国に下りて[illegible]村を[illegible]館を[illegible]

館考 [illegible]菊池の家系[illegible]

武 [illegible]菊池金子九肥後三郎掃部介應永六年[illegible]下向奥州

賜戸澤村日十五年築田向城文安三年三月[illegible]日卒云〻

[illegible]

武博 應永三十年生菊地源次郎肥後三郎住于田向城應仁二

年二月十三日卒

武乗 宝徳元年生于田向城菊地金子九左京亮太郎左門尉文

明二年屬石橋房義有軍功領戸澤小手森永正三年九月八日卒

武乗 義文明十年生于田向城菊地観世九左京進享禄三年青三卒

武政 永正元年生田向城菊地大阿弥九後大内太郎左門尉丹波守改

菊地以外祖父氏称大内永禄十一年正月二十八日卒

顕綱 天文四年生于田向城始武時大内大阿弥九左京進太郎左門

尉屬四本松主石橋家数有軍功石橋男松九逃四本松城其後屬

三春主田村清顕天正七年十月田村清顕之女嫁於伊達政宗以田向

城為旅館云〻

小向鉸（大概記小田四鉸とあり）大内伝而伝を（又曰人）此小屋鉸之（古鉸年）

黒井鉸 右同義を伝を（又曰義人）此語り之黒井城中伝を鉸を

他之同氏之（鉸量考）拙し一稿家の置所遠り所を所を——（古鉸年）

於平鉸 右同義を伝を（又平義）伝ふと此鉸も田向の薄地り分家也

大内田義此とふとの伝を中を長鉸也て討死也（鉸量考）田義此男名

武秀姓を名乗と称して右十三代之（作家系）

日夜畑柵 薄地四郎高（姓め高治と称八代）武安伝を（家系）の拙ふ芸長六年正

月四日此相国義胤此家老此於武安伝とふとの墨陣此夜討之

しとて家の夜盗此赤石沢長七郎とふとの歌を仙道の内日

夜畑小大冨貴此とふの有り此乱世幸なれい夜討しとも此を

なりとを世とかたふ此を鉸量考

西方内柵 薄地長三郎（佐渡長尉六代目）主長伝を（系図）薄地長三郎と称て推也ふ

武安及び赤間鉸小伝此る中長此家とを鉸より弘治の間小生なりと

を墨山鉸此此家及び前此武秀家を永禄より元亀天正此間生なり

しとて田向の郎を鉸量考小小を森城及此柳薄地の一書り薄城

て田向日野畑墨山此平赤馬り鉸此墨城もこと全焼されたり

あり此小を長を天正十三年日伊達正宗田村清顕此なの小義城せ

義胤より田向此鉸を此討せ一時此を面り小後陣をつくる高

を日此畑此とふの見はてはめくくを面をまぐとて鉄砲を打掛ける

此田向と西方とて戦を小味方を大手を搦くくたる故此を手をあ

此此を到ても大手此内手を和ふも有ぐとふぐ鉸量考小

こ申いつれとを多るづを

西方内柵 薄地長三郎（佐渡長尉六代目）主長伝を（系図）薄地長三郎と称て推也ふ

武安及び赤間鉸小伝此る中長此家とを鉸より弘治の間小生なりと

を墨山鉸此此家及び前此武秀家を永禄より元亀天正此間生なり

しとて田向の郎を鉸量考小小を森城及此柳薄地の一書り薄城

て田向日野畑墨山此平赤馬り鉸此墨城もこと全焼されたり

あり此小を長を天正十三年日伊達正宗田村清顕此なの小義城せ

〻さいに土田時宗義ある自然畑赤間館あゞ小あり一民安ら家ら此故
世せ一ふいあゞて土ら孫なるゞ一さて又稼ゞぐきて田の銭も田時小漏
たりと見田れ一土南四五南ら れ小左此馬厩信法厩小屋一天四七年
土嫁妖此藤館たり一ゆ南れ小せ時ま て小田村此時方なる田一きす三
年八月田村しの今銭イ義城一たりしハ以ゆ一く時ゆ田村イ有き
一ら寺ゞ一。上杉此信せ一ゆ也此信と吾妻大物とふらの時此
ゆを信せ一と館屋考ゆ中左館年此信小みり一ゆ

西新殿 ○十石畑 天四十二年六月田村法厩と有信前ら今銭の地ゞ田村
左銭の計邪と共時ゆり
西 ら年考イ田杉ら田 邪ゆ小ゆ白ら地ゆとあら小此ゆるゞ一
但本畑村ゆる西七家の事一小ゆ

百木 ○館 石川弾正信館此ゆ一ゆ館ゆ言家中三有り石川十ゆ本石
川小左ゆ本ゆ文弾正ゆ石橋久ゆ此家信ゆ久ゆ去年去此時ゆ天四十
年六月信前ゆ左小弾ゆ一て田村法厩小屋ゆ恩賞ゆして田畑
ゆあゆり田十六年の信ゆ此ゆ一ら田村法厩此此時ら田畑此
白石ゆ狩此ゆ久イ田ゆ小ゆ田村法厩此此時ら田畑此
宮津に年ら高橋ら時館を邪ゆ信ゆ此ゆ（古銭此ら）
田本イ見此此信ゆ病邪せり（奥羽系伝）桜小此館弾正此ゆ桜津ゆ信
せ一ゆ年ゆ此考信記中ら石田ら知ゆ小ゆ石有ゆて百田本ら
銭ゆらしあり弾正ら氏族小知

田沢 ○古戦場 天四十六年宮田本蓮伊達田村此ゆ一時此地ら安

山本屋 ○八幡ゆ此小本在ら有り当十八幡出一て軍信ら物ら安ゆ一ら小（村誌一覧）

掃部頭明天皇六年丙寅王家鎮西奉行の時伊予国一郡より
人数を出せりハ土地を二分して郡と名付たる歟
小手森
○舘　在愛宕　大内伊豆前守文石橋家臣　時伊豆整国の
なら菊池氏を常して築られしめ城代をおきたる歟　石橋氏嘉永
ふ為て大内方より始めハ山形源右衛門石橋勘解由なるいつる者
を一ノ谷のち宮内少輔水荒井宮内を遣れたりと舘記者　されハ大内方抱
を例ひめ〳〵土人のこと不知　世ふるべ　天正十五年八月大内
伊豆国ふて責落さる　○菊池系図中に見たるのハ
○菊俊　菊地藤六郎　始て八幡太郎　六代目　小手森城代
菊俊いつら〳〵土地を菊地武重　左衛門の父　文明二年　肥戸源次を攻
一事家系ハ　なきハ土地の城代なる歟
○荒井舘　大内の臣荒井宮内ふ　土人の説なりさハ前に舘
と称ふ城代を一ノ谷より前に回復なるふ　きくとなり
○西原地蔵　秋絵より南二丁ばかり　天正十三年此陣なる歟
上太田
○本城舘　住吉城　ともいふ　石橋家臣　文明の比石橋左を拒ふ武衛に舘を
築きまゝ　義仲　義次　義成　義ともいふ　久吉　但久義なるを松丸
幼稚なるを義せ一ふ　左右能ふ　大内伊豆石川弾正　板山修理亮
逆心を企れハ美濃三河といつる郡人　此忠臣松丸を抱て山中に忍ひ
ふる義成を殺て中村に籠りたるのち石橋氏を起し
号一ノ谷　中村ふ　石川弾正石橋此残業を責石橋ハ　清原ふ
土豪を下せ一ノ谷ハ土豪書　して四郎を伯る　古舘記此
○西原舘　○本城舘　此出丸の一　本文　義次の時なるべ　古舘記

○中野館　常陸トモ云　石橋常陸ノ子ノ五郎ノ事ニ石橋家ハ元亨ノ頃ノ人ナリ
隆政ノ子ニ相馬ノ高ノ人アリ是ハ久義ニ極諫シテ用ヒラレザリシ
ヲ恐レ新介隆胤ノ子ヲ海ノ人ナリ　古鈔
○新城館　寺坂山城ノ
○白髭館　彦氏館ト云ヒ田村月斎ノ居城ナリ　村誌
○綱木館　田村ノ臣ナリシ　村誌
○陣場山　古城跡ノ西ニアリ　石川弾正ノ石橋家ヲ攻ル時陣取リシ処ナリ
○千願寺　伽藍社跡ナリ
○高松廣ノ大作ノ宅ノ跡ニ新城ヲ築ケリ　古城記
○保橋廣ノ　一説

八丁目

○館　伊達晴宗ノ臣　石橋実元ノ子ノ孫ノ仕ヘシ　里記　古鈔

○館　天正四年ノ比ノ堀越自閑ノ住セシ　奥相事略　日記　昔物語ニ伊達ノ臣ノ中ニ相馬ノ住ヲ
見ル記ニ見ユ　三鈔
記ニ見ユ

敷岡

○バチキ館　松川ノ辺ニアリシ　信達名所記ノ他ニ西館ニ住セシトアリ
堀越紀伊ノ住セシ
○茶臼館　一統志ノ中ニ茶臼館ト云ヒ　天正中清野伊賀ノ住セシ　後ニ伊達輝宗ノ臣清野伊賀ノ子息四郎ノ住セシ
此ノ人滅亡セシ　一統志ノ中村雑志ニハ伊達輝宗ノ臣清野伊賀ノ子息四郎ノ住セシ
トアリ古鈔記ニ見ユ　遠江ノ国ノ住人ナリ
伊達成実住セシ　成実ノ家ノ臣ナリ　輝宗ノ臣ナリ　輝宗ノ臣ナリ
四郎ノ住ヒシ　成実ノ家ノ臣ナリ　輝宗ノ臣ナリ　輝宗ノ臣ナリ
ハ成実ノ住ヒシ　ナリ　東館ノ事ト云
ハ成実ノ二館ヲ　ナリ　ナリ
雑志
○西館ノ下耕地ノ中ニ西館ト
吉次宅址
吉次ノ宅アリ　事ハ本色密林寺ノ条ニ　吉次ノ宅ハ三条
小作ヒ　ノ事ニ　ノ宅ノ跡ナリ　ノ

義経記ニ云 三条ニ住せし大福長者有り其名を吉次ノブタカとぞ
申ける 評判云吉野東ニかゝる商人吉次末春といふものありけるハ三条北町ニ住せし年々みちのくにくだりけると云し 毎年奥州ニ下る金商
人なりけるが云々 さて伊勢北三郎義経公此[illegible]より秀衡が館へ[illegible]せ
んとて下野より下りし第子信夫の里摺衣[illegible]なる名所など見むとて伊達郡
あつかしの中山越なつてまいらせしのゝ事なとに語り伝へを世にあひしる今に追
分[illegible]のとちんに[illegible]山と書国北[illegible]山とてあるなるにとて追分にて見えるは
先に語る吉次[illegible]の道をあゆみ云々 若[illegible]にすれば吉次と云ひし者が道を通りしと
云はれば[illegible]とし 其時宿りたる家此辺[illegible]にありしことをまことに別に云ひと
云ふものありしに語るもりたる深く尋ねし 聞老志吉次宅在衣川北旧
礎猶存為吉次奥州大賈往昔在京師而会于牛若鞍馬寺約東行
携之至于平泉秀衡相喜賞之以貨財及第宅此其遺址也とありければ

吉次が屋敷[illegible]居宅ハ衣川にありて[illegible]ふにあらざりしことされば白川結城[illegible]村の
吉次兄弟此社と石碑あるよし 白川古事考にこれは陸奥国[illegible]此大口に吉次吉
内吉六三人此石塔あり 東国旅行談に見えたれば吉次も当時の大賈に
て恩顧を蒙りしもの多かりしなれば[illegible]死にて此為の建しものあ
るべし されハこれ宅地も多くあつて吉次が宿りたる家なるべし 但し[illegible]文説
[illegible]の出[illegible]山にも多かりしと云これハ金ノ[illegible]田山も一是処なりし 事を求めしん[illegible]に住宅を営
て住[illegible]ものもありしにや 此吉記雑記[illegible]一女子あり容貌甚美し[illegible]
説に云ふ吉次吉内吉六[illegible]炭焼藤太[illegible]炭焼を業とし家貧に
して[illegible]三条師[illegible]中納言[illegible]観世音[illegible]天満宮[illegible]日[illegible]
[illegible]平泉村[illegible]藤太[illegible]父母[illegible]雑掌[illegible]
[illegible]男子[illegible]藤太[illegible]妻となり
て[illegible]根元[illegible]平泉村[illegible]上方に金売吉次[illegible]
吉あり吉内吉六[illegible]父ハ炭やき藤太[illegible]大金[illegible]母[illegible]出雲[illegible]石名[illegible]
[illegible]吉次が母と[illegible]の人として[illegible]出雲の人とし

て上ハち者と云なる説ハ一ツもなつ
ふさふ一あれいこふハ[illegible]

○極内耕地 俗さかふ内と云 今ハ東陣極内新屋敷ハ組為[illegible]
古城防戸 東陣ハ東山あり俗ハ[illegible]

○古西光寺

○置鞍石 稲荷社前に大石あり[illegible]

○文殊森 鎮社西ハ古木森と云山有り[illegible]
貢運ひ[illegible]今ハ淡川村ハ[illegible]
[illegible]

逆さて山中小堀堀ハ古井[illegible]
二年[illegible]
[illegible]建て淡川ハ地[illegible]

評議せる口書

下水原

○館 [illegible] 伊達家ハ臣加藤[illegible]先 一ニ民部少輔か 遠藤山
城守 一ニ丹野[illegible]

○極楽寺館 年代[illegible]一統志ハ仙臺侯の臣四郎民部[illegible]
[illegible]

相生集巻九終り

相生集巻之十

外史

大鐘彌兵衛藤原義鳴輯

神廟類

式内三社

郡山 八幡 稲荷

諏訪 御霊宮

此外七社

小原田 八龍神

日出山 山王

笹川 [illegible]

久保田 山王

外ニ七社

外ニ三社

外ニ三社

外ニ九社

阿賀岐明神 妻乞稲荷

福原　四雲宮
日和田　三方荒神
高倉　羽山
八丁目　聖権現
梅津　八幡
八山田　天王
横塚　福藏社
笹原　山神
荒井　戸宮
宁平　玉宮
河内　荒神
出橋　荒野

大滴明神　外十一社
外十六社
外十一社
外七社
外八社
外六社

外三十一社

辛母神　外五社
紀伊宮　外十三社
外二社
外一社

富田　山王
早稲原　八幡
堀之内　隠津島
前田澤　諏訪
上伊豆島　鹿島
下伊豆島　諏訪
安子島　大滴明神
大槻　春日
只野　只宮明神
山口　鬼渡権現
大石　若宮八幡明神

外四社
外四社
外三社
外四社
外四社
外三社
天王
御前宮
外二社
外六社
外三社

外七社
外七社

八幡　八幡宮　外ニ八社
駒屋　八幡宮　外ニ三社
川田　白幡明神　外ニ六社
成田　諏訪　外ニ壱社
鍋山　天王　外ニ壱社
富岡　白山　外ニ九社
下野屋　飯豊和氣　外ニ二社
本宮　安達太郎明神　外ニ十社
仁井田　冨士権現　外ニ四社
荒井　帳付明神　外ニ六社
関下　羽黒　外ニ三社
青田　帳付明神　外ニ十三社
苗代田　帳付明神　外ニ八社
羽瀬石　帳付明神
下樋　石神権現
青木葉　稲荷　外ニ三社
石筵　八幡　外ニ七社
高玉　高司明神　外ニ十二社
横川　帳付明神　外ニ壱社
中山　笘野　外ニ貳社

以上三百三十三社此巻ハ内ニ入ル

神廟類

延喜式神名帳に所載陸奥國百社之内安積郡三社 大一座 小二座

宇奈己呂和氣神社 名神大

飯豐和氣神社

隱津島神社

此三社の二社は説あり 家康公の命に安積山の歌を詠ませ給ふ
本情山雜材天を隱津嶋〳〵 八幡は八幡宮を宇奈己呂和氣は
飯豐和氣〳〵 堀の内に結ます出を隱津嶋
〳〵 八幡は八幡宮を宇奈己呂和氣は飯豐和氣
〳〵 此三社
〳〵 抑安積郡は神社多て延喜式の神

抑此三社は別社にて神社瀛津姫社
神社 家康公の命に安積山の歌を詠ませ給ふ 隱津島とあり式にも炭本もり
〳〵 此三社を皆ふれたり 安積郡
〳〵 此世に延喜式を撰まれたる故事ぶ 安積の一郡にて西道
郡をふれざる所なし 郡を延喜式まで割分てあ
宣ふ事なり 年数久敷別社神社 安積郡の殘り第て今は八幡社
神社 之殘り二社と安積郡の内に飯豐和氣 祠社 而
祠と名付り 飯豐和氣 瀛津姫神 社 此の所
隱川社 安福寺 水神 神 夢を
見たり 平城帝 此所 慈覺大師 此地 大同二年 移
家康公 友鶴 勇 捜古 甚 此三社 式社
有 八方 此三 の説 此所 国 洒 此

殺せんとせしかば潜踊の男一言を以て命を全せんとて此所に阿波
其も申しくる業あれば一利ありける業をいふらんとてまた阿波豊別比
賣とあらた親明神と名付く今二ヶを誰もいふ事なるを二言紫神を
別神なるを来まゝにいひゆく是をあらた語り此神の御社やしき
米を親ふかりて供へまりし言年此宮ほともて某も親ともつたれ
なる小雨の年此夏の頃より雷とけて社僧登山して是を見るに言供
御此米かも摂せ食して有りなるを見て故ある事に此明神とも称し
なるとあり是を此神の一つりたる御のほ名此起る故にて阪を佐く
りし処是とふを後世此さへのしらざるなり又瀛津嶋云く安福
河泊に神位を授けし事三代実録にも見えたれば既にも然
ゆく此神を直理説なるあり式ともの是て今も言根二言神此御文ぞと

なる事なる者に若くものは弁財天にあてたり此所は紀のつなり和多宗
是に辨才天多く此邊語草此神に和多ともあれは書に委くつきて
説を作りしうとまれかしくまれ式に見えたる直理説を書きて
外に求むるに及ばさればこの二社を式社にあてんは言當りに從ひ
難しとて今一つ此世のおいて明らか三社を立てゝ是を作る事左の如し

○宇志比古和気神社

八幡村の八幡宮を立つ此鎮座宇志比古別の神にて八幡を後世に配食
しけるよし 今も宇志比古神社 是を本宮と称し三社の説あれといつを此神とも
うしけるなれば祭り思ふに延喜式に今も三社社中に加へ奉る

○阿波豊秋気神社

下中島村に鎮守としまつれる此神を是阿波豊別と称しけるもいふもうさ

神祇官にて祭り給ふ神なり
阿波国鎧津郡に鎧ヒアヘヌハノミクラフ松ありて古昔此国帝
命ともいまされば鎧を此時名付給ふ
出雲国にて豊と云ふ所の名なり
豊といふ人の姓とうつるくふくるふ豊なるをつかさどる事なれば豊
の名は森も豊明節会に豊の神に奉るなり故の名なるべ
きにて左山に形勢高く四方に海を望みたる所なり
いづれにても一つ二つ三つ四つ五種の神事とつかさどる
粮にふるものを神前に納め初穂を百姓らに催ふ多くは種
子にして四月に出ふ事なり豊穣と祈て進ずるなり
毎年三月四月に百姓神に集て是を祈る
是祭礼にあふ所なり
又祭礼に森に古木枝を
広く陰蔭なるふ毎年毒蟲あまぐ出て数りをふるこの
樹のなくして左に出て此豊明神社まで山なれば
此のふ出て来る毒蟲一年に四ツなり
いつも九月に四ツなる事なり
度前に拾年ばかりさて一度に
法く一ツの大味虫(オノマ)出ふ
是も毒蟲ふ
初て出ふ
てあり
如なる○掲示日本記略ニ寛平九年九月七日己甲授陸奥坐正六位上飯

豊別神、安達嶺坐、称豆大刀自神、安達嶺坐、飯津彦神、並正五位、云々或
人説ニヨリテ隠豊別ハいよ〳〵安達嶺ハいまし就此神のうるはしい
と申し〳〵豊玉称豆大刀自と飯津との二柱なる事もとあれハ
隠山ハいまし〳〵ハ論なきうるはしうるハ隠豊別ハ北陸乗生
きとのことあるを就此神の事なりといひてあきらめ定むるもいとさらを等
閑に見なしてあるもいとらるぬ文なりて論とし〳〵たいさの〳〵ら
ぬ〳〵引合して隠豊別とやなすもとくとすれるなるべ安達嶺
就此神社なる事なる者に引くまるり吉〳〵隠豊別此神秘之とありさ〳〵
ふ論ありてさる説も作りしかもなるつりる〳〵

隠津島之神社

塩竈田村に鎮まりまします古神社なるこれ延喜式の初名隠津島とい
て此神も苔むすまでに〳〵鎮座あるものなるべきまの〳〵なるべき此神
なるべきなるべきなるべきなるべきなるべきなるべきなるべきなるべき
やうあるべき此方の前隠津島猶言奥飯津島隠如隠岐國之
隠飯津島今為伊豆島有上下二村西上由而過之故隠津島為
奥古者神所居蓋別為二区云々村色社名と考へ〳〵
めく〳〵隠津島村此隠津島神社なる事なるべきなるべきなるべきなるべき
て此隠津島神社中小祠なる事なるべきなるべきなるべきなるべき
此なる安産祈社福良村中四〳〵宮此神ありて往年
神とすり此神を小四四けて此方も苔むすり隠津島なる神社
なり四まる武内社鎮坐なるべきなるべきなるべきなるべきなるべきなるべき

ん歟ゝまわしーせヤあてーたるふたゝび神ゝゝ
男山ゆゑんゝ歟ゝゝゝ山ーさゝ事ゝゝゝゝ
らバゝて彼神ゝゝゝ吉田つゝて武内結宮ゝ号を受てゝゝハ
彼所の小定まりーとゝんいゝゝゝ伊賀ゝゝゝゝ福良村宮
時神ゝ事ゝ当社ゝ大系廉長ゝつゝる神宮神祇官ゝゝゝ
永八年ゝ月ゝ日ト部兼敬卿が隠津島神社の号を下ーゝ
ゝゝあゝさゝぶゝゝあてーたゝゝ廉長ゝゝゝん西ゝ

郡山

八幡宮　在驛西　神主安藤大部

坂上田村丸ゝ祇置ゝゝゝ之ゝ寺ゝ延暦中田村ゝ名ゝ事ゝ
時阿賀岐山ゝゝゝゝ山上ゝ安積国造ゝ祖ゝゝゝ宮神
ゝゝゝゝゝ旗ゝゝ矢ゝ祇中ゝ寄ゝゝゝゝ源ゝ

頼義発ゝ奥州の時みこゝゝ宮ゝゝゝ幕内ゝゝ天和三
年ゝゝゝゝゝ移ゝ長育文　例祭皆月吉　日ゝゝ神輿渡御ゝ間老
壱ゝ勝沢郡八幡村ゝ八幡社大同年中田村ゝ名所建也藏ニ弓
矢鞭策ト有ルニ相同シ

稲荷宮　在同所　仝

祭神倉稲魂命保倉神稚彦霊命也古ハ伊東摂津守内
城ゝ結宮ゝゝゝ結宮ゝ宮ゝゝゝゝ八幡ゝゝ廉長ゝ

御霊宮　在大重　別當大重院

往古安倍頼時東国ゝ乱ーゝハ廉平ゝ年頼義義家西将軍ゝ下
ゝゝゝゝ教降伏ゝゝゝ千ゝ信仰ゝゝゝ家ゝ法花経ゝ
法華ゝゝ幸行ハ大納言ゝ友矩卿ゝ夢ゝゝゝゝ信養ゝゝ敵ゝ

法起一宇一石塔を中に埋て修行あり一ハ安倍氏一堂を建て
給ふ一東国二寺ハ一法興三年丁未二月石碑二塔を彫刻し和文
五行事之諸度氏姓名を彫刻一国家安全氏子孫繁昌
大宗氏地を擇て造立せ一と大宗興氏を異氏中流を大宗
中興一まつる縁起ハ申さて無疑志中を康平五年山道
征伐氏時中を立て平忠道氏霊を祭り一ありとあり（但年代と違ふ）
義家ハ忠道氏を表彰氏遠氏討の事ハ康平五年と
いまゝ平忠道ハ申るれハ中ハ時忠氏公氏歌功
ハ一ハ義家氏二塔を和きて世人を驚かしめ
氏ハ似れハ一ハ光朱ハ一こと東国平ハ氏の
つゝハ一社を創立ありて城らう霊をあの見ふれ一ハ
仰て忠道ハ因あるこの建立一ハ南して平法起寺を
修せら一て定院を清され法興元年新田法寺ハて
亡平住養氏ハ法興寺を修せ一ハ為太平記一見え
れハ氏ハいんも法ハ
河内国岩切神　主張西山
安積国造氏ハ法興寺を帯止田みて幕田ハ
鎮守八幡氏田地也　義氏ハ
田村郡一ハ陣氏ハ城郎山氏ハ陣を築一ハ城ら紫
ハ氏ハ氏ハ望て退一ハ
赤羽一ハ院有り倒氏忘諸の
面一田氏ハ

妻乞稲荷

所謂ツマコヒイナリと俗ニメツケイト呼なれども書乞より訛り

ちゝ〻〻按ずるに淺草の牛込小石川の神陽命ゆゑ書乞稲

荷ゆゑ前九年の事も此社もとより俗を移し奉るゆゑ似たりさて江戸

名勝志に書乞稲荷の祭神も日本武尊と言ひ船倉稲魂命と

三座とありこれも如何なる故神なるべし

諏訪明神 在吉川例祭 九月廿七日　榛山権現 在駅東七月十 伊豆権現 在狩野 九月廿八日

水神 在西　地神 在狩野　神明 仝　天神 在狩東　祐長社 在方八丁伊勢屋門と多〻

小原田

八龍神 在西館

伊東陸奥守建立志見 知多郡九月九日

羽山西社権現 在西上野 青竹谷　八幡 在名倉高口 雷神 在西館　稲荷 仝

宇水天神 在東館　鹿島 在東ヤシキ　八幡 在西居ヤシキ

日出山

山王権現 在寅位

紫神大己貴命国常立命神皇魂命正載吾勝〻命國杖槌命

伊弉冊命伊弉諾命瑳〻杵命猿田彦命高皇彦命下照姫

命瀛津島命牛尊彦火〻出見命思玉子賜鞠姫命素盞烏命

仲哀天皇淤津彦命淤津島姫命也便覧例祭六月九月十五日社内ニ葡萄

石ハ虎ヶ有て古物ナリトカ

三渡明神 在西三月十五日　佐藤明神 在里正宅　熊野権現 在東

笹原

御所明神 在東鈴

御所淵頭ニ有ル所ノ塚ハ社人ニ聞ニ未

伊守ヒトヨリ寺祀せり之家ハ祝ハ笹川殿と上杉安房ノ道終

小俣で永享十一年二月持氏と一所に鎌倉出で自殺之後の上杉
憲実と守護職を遺恨を守護職を西門寺より三月十五日
とあるなり　幸祝は[illegible]
社頭人皆この言葉を[illegible]
幸祝せ[illegible]
神信とも[illegible]
号あるなり[illegible]
[illegible]
稲荷[illegible]九日　雷神　熊野

久保田　○山王権現　[illegible]山王山

延暦年中坂上田村麻呂建立[illegible]志　[illegible]神　日出山王[illegible]

二所権現[illegible]九月九日　稲荷[illegible]日　禁山権現[illegible]八月[illegible]九日　水神[illegible]水神山

雷神　八竜神　神明　山王権現　若宮八幡

福原　御霊宮　権立郎[illegible]九月九日

大鏡明神　[illegible]

水神[illegible]　雷神[illegible]　[illegible]

三[illegible]神　白畑権現[illegible]　[illegible]神　[illegible]

日和田　三方荒神[illegible]九日　八幡[illegible]九日　稲荷[illegible]　十二所権現[illegible]九月十九日

蛇王権現　熊野[illegible]　[illegible]

高倉　羽山[illegible]　牛頭天皇[illegible]　羽山権現[illegible]九日　田ノ神

八幡　神明　帳付明神　社伝[illegible]

八丁目　聖権現[illegible]　[illegible]　鹿島[illegible]九月九日　諏訪

雷神二社　三方荒神　稲荷　四社　玉の井稲荷　貴船明神

山神　二

梅沢　八幡宮　在白鳩山　[illegible]（オヽマヽ）を祭る　一説大概記　九月十九日

日月　山神　稲荷　熊野　湯殿　水神　神明

八山田　牛頭天王　左玉林　好社中にて蛙を一疋の供物とする

これハ口を三年くゝりて大概記　いのるなり

鹿島　鹿島様を祭り　大概記　九月十九日　三方荒神　社　稲荷　四社

熊野　八月十九日

桜塚　福徳宮　虎丸長者社守護神と云　供覧　嵐社神と云　蚕を

養ふ人ハ最当社中嵐の平癒とする人あり　蚕を飼ふ

ハ福あり　大概記　社中嵐社説ハ如あり社条小あり

熊野　水神　山神　二社　雷神　明元

笹川

山神

荒井

芝宮明神　左芝宮山　[illegible]神　稲荷　苔弧集て芝を集め

社を造る故神前を百ホ芝ひらて異人社頭ヶ馬あ出まゝんハ神

罰をうんと異て芝を出せよ事り　ふる出ちまちを毛を生

ちりとなる　供覧　毎日九月九日

我母神　左山井　[illegible]神と云　往昔の婦人にて伊勢七度参詣を七度

陽成宮　[illegible]　独りして宮詣せ　社を造る　英吳社人なりしを大概

村社文村社生村を開きし　[illegible]小を建て山井村を開くの氏社功老多

[illegible]　好社宮　[illegible]　白鳥の神と稲荷乃

[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]

村民雷津若名氏より社領として一村は長百姓共にて軍刀を帯さる故
新分を毋社没収記て邪を以て我毋（ハヽ）の神と号し偽伝ハ今も系
毋婆狐と称せ主年暦詳なる大凡壱四五十年以来なんとすと
婦人此墳墓も茂林社側にありさて此神を霊異著紀として迫を民
まて一村夜陰小門人を言ふ民を一村の人形れ出て捕へ今を民心良神威も徳て帰さ故
門戸を閉れも絨を言をうの民絨刀れも神もまさを言を以て
事有一ふ又を言を称ありて七海市馬と称して今酒肆之毋墓其
一族我毋社小を祭を又為村五穀の一穀幣社切幣ハ中津川村若
船の神社の神を写偽民小紙て言を民此宮偽民此社ハ元針生村山
主権況の神を主此権況の社婦人此結ふ婦人と子蓋井村小

移りて八阿邪近所に神を祭ふ民是矢つを此社と別此神
社をうつせる宮小て今祭祀ふ毋と子俚老の話と因縁をみゆ事
四ふ小井小社を主神社を主毋紀也一阿邪幼稚と賀茂神也て
嶽すうつ一ふを切宮此神社ハ雷神と号ふ一て賀茂神ハ雷
神を祭ふ山間中表巷を陸雷のものと言ふ子孫実を知ふ子孫と以ふ社伝此一とハ為れり
いて言を一社を祭ふ我毋（訓）神と書ふ祭ふ祭ふ
き波を俗り出ふ中あざふ士田を結合多通事物の説を言を
あきらめざるを如有一ふ此国郡ハ大切と俚俗此崇信ふ事の
を知て言を一書第を宮を宮を此ハ主論のこと小を祭ふ
ふんされを言を称もありとハ浅ふ事小を言あ言じ為れる我
毋を主名此可笑小もさふを此を浦く導俗を言を実を此し

阿須賀明神　左小井

前にあるなし　遊佐志にハ阿須賀なる霊社ありと有り一本にも阿須
明神と新勝明神とを別神とせしハいかゞ　祭日九月廿日

雷神　左小井 九月廿日　牛頭天王　左接子 九月廿日　神明　日山神　左青山 九月廿日

片平　○王宮　伊豆権現　在大宮山

祭神彦火々出見尊天智天皇葛城皇子之のち尚姑之伊弉諾尊御時
先祖此地国に能居し之とて伊豆箱根二所山此三所を勧請して伊豆権現と
云　土人云伝ふ祭神なり大宮此宮を天子此葛城宮と云ふ葛城皇
此宮建之全葛城王此宮にて本社とはし候絶ハ帝されと天智帝
此事を書に引たる帝皇子の事あれと不妄譚を擁したるに似て
覚束なし　例祭四月九日御祭ハ安タとしるよし鏡あり図を集古

十種にある又神像古書雲此年号ある鰐口もありとよき此故事を知し

箱根権現　左箱根山　祭神彦火々出見尊　例祭九月九日

三島明神　左三島山　祭神大山祇命　今日此二社往時の勧請なるへし

紀伊宮　木宮とも云　祭神堅磐尊泥土黄尊也元ハ后伊宮と云妻
此霊社ハ元ハ一つの社なりと云説あれともさらに明かならず祭神ハ木伎神なる
故に享保十八丑年神祇管領より后此一字を改めて木伊宮と
号すへし彼以下に申成人此説にハ祭神ハ五十猛命大屋津姫都麻
姫にて二座祭神を紀伊国より勧請ありしなるをうつせしなれハ紀伊
宮とハ号すへきよしいへり此説にすへし

按ニ釈日本紀ニ神名帳曰紀伊国名草郡伊太祁曽神社大屋津比賣神社都麻津比賣神社旧事本紀曰五十猛神亦云大屋彦神次大屋姫神次抓津姫神以上三柱坐紀伊国則紀伊国造斎神祠也トアリ又神代巻口訣ニ五十猛神紀伊国名草郡伊曽大神社也トアリ爰ノ祭ル神大屋津姫都麻姫五十猛命ナランニハ其説モカナヘタレハ紀伊国ヨリ移シタリト云フハトルヘキニ似タリ

さて本社ハ紀宮精進とも号す有りそハ月々此林日始とも

酒を奉りて歳業に千面八坐神供物所謂椎貫等を祭れ奉る
事なり当宮支配外の打ち一大社なれば焼失等事あり一説に
曰く一説神事他邦にもあるなり又元亨釋書抄云
季忌玄精進近江国滋賀郡小野人世俗
鬱炊ものを食せざる百姓年々の祭りに行ひ来り当世
に絶て季忌玄精進れ名をたふ初人まれに喜語りさみ白昼炊く
ものを食せざる事に能ふ此の精進を用ひ玄を用ひ
たまふ事をしめしたまふ之を大社内を汚事なりぬと云ふ由意
まづ詳なる此神事を四宮の神官僧事をなりと申事忌なるを
以神を祭りて此神事あるなり

鹿島明神　在庵ま敬　祭る神建甕槌命　三月八日

胃宮八幡　在岩倉　或家に胃を掛ける故なり　使覚九月九日
若宮八幡　祭る神応神天皇仁徳天皇　使覚八月十五日
鬼渡権現　在岩倉　九月十九日　神明　在鈴西　九月九日　白山　九月九日　羽黒　同日
蛭児　十月廿日　稲荷　九月九日　地蔵　同日

河内

管船明神　在宮林　神主安藤市正
祭る神猿田彦太神也船魂之神徳を以て管船と号る事保
十八年四月　尹重云　丹羽氏　建立四位此神号を奏る社伝ふ永
保元年草創と云伝ふ故も伝記八絶て知る事　使覚　神領五十俵八
長貴云此時寄進之と云ふ例祭九月廿八日
五郎宮　在関場　芦名子此宮時を奉る子民間語て篠塚宮
いとり　一説　一説小重田此宮社内て既重宮と云ふ　古里集

鹿島 在内　西宮 在田中

長橋 熊野 在熊野山 有九日　鹿島 在戸ノ木 九月九日

富田 山王 在寺福寺 八月十四日　山王 在中内 有九日　伊豆久保田より勧請せ〜〜

ある山王〜〜此二社共内方〜〜

若宮八幡 在所田 九月九日　諏訪 在張分内 七月十七日　稲荷 在張

早稲原 八幡 在村内 九月十九日　大鳥明神 口処九月十九日　山王 在前 有十九日　日月　水神 在小八月 廿九日

堀之内 隠津島明神 既に記せ〜〜　安積三社 此一〜〜倒塚有今　稲荷　三張郡　二重樓現

南田沢 諏訪明神 在祢冨田 八月五十日　大鳥明神 在内山 九月九日　春日明神 二月 六日　稲

荷 有十日　山神

上伊豆島 鹿島明神 在鹿島　片平社 銘を伊東親祐社建立棟札に享

禄三年とあるまゝ　或書に出せ〜〜　立社社棟札〜〜元和七年日蔵落書

とあり　元和里四社之銘〜〜　〜〜享和に創造せ〜〜社

百年に近のりれい大破に及ぶ　なる故再興せ〜〜　鄭口之銘を奉掛享禄三庚子施主上伊豆島村藤

原親祐とあり　いり　かれい武蔵に片平の銘を　と書なる〜〜　九月九日　春日明神　〜〜　社棟札なり

社社〜〜〜なるハ　岩もまり〜〜

天神　九月廿九日　山神　五八方二月 十七日

権五郎社 孫平内三ヒリ 九月十九日

下伊豆島 諏訪明神 在張分林 七月十七日　稲荷 在銘 有十日

笠子 大鏑明神 在村内　熱田明神　大山祇命時平公の勅社と〜〜

れと神話ハ見正記〜〜　〜〜　倭倭九月九日　牛頭天王中　祭神

素盞嗚命 左　稲田姫 右　八王子 仮児　明山名神　禁下山祇　熊野 左四石　山神

紀伊宮 在外内

天槻 素戔嗚神 左宮林　熱田神　建甕槌命　経津主命　天児屋根

命　天照太神也　當城主高行寄進之由物アリ　享保十八年 巳月 二日

正一位之神号ヲ奉ル此社ニテ九月廿八日里人競馬之神事アリトいへ

三日十四日ノ伊達家祭ニハ貞治六年伊東祐氏移ニ和州春日明神ヲ大槻城ニトアリ

御前宮 在花輪 石碑ニ木像有り是静御前義経公の跡を志たひ下りたまひけり

当村の針生にして古道の営に死したまふと葬りたり従者小六も死したる

を小六塚とて孤子を捨たるを祝る沼とて乳母の身を投たる池を美女

池とて小袖を捨たるを袖ヶ沼とて侍女針生の花輪といふ小六を盗

賊に殺されしといふ一説には又伊達郡より静御前義経公の行衛を尋

ねんとて小六といふ男と琴といふ女とを連てかりけるに大田山の平泉に

おはしますを大森山口の泉ととく遠き里にありてたつねたまひけるも知る

人もなく小六を此所の石労にかすりて此山にて空しくなりぬ小六塚とて今にあ

りまた小六塚とて静の今も来つる濡れたる沼を見捨してこそ

是語る事ありとて袍を脱て捨たりけるを袖つき沼といひけり然と今は里

往て問ふやと大田の里に到りたつねけれど知る人なかりければ此世の名残り

是までとて池水に影を見て死したりとて其池を美女ヶ池とてあり

又村老の説に静女義経北の方を平泉と云に此泉を平泉と遠く

ここにありて古人の問ひたりしは出羽国なる平泉を平泉と聞て此所より奥を

あるは其平泉といへるまで猶数百里 坂東なりとて 此根方にて力なく

つき方は尋ぬれと得りしかは先の程の離きを知りて自殺したると聞て

年月推うつりて此沼辺のあたりに村民某ある夜此夢に静女

枕辺に立て我亡體かうく此辺にありといふて一社の神に崇

めまつらハあしかりなんといひけるにそ忽さ其所を尋る

に古き墳を得たりしかハやかて一社を建立したるといへりとなむ 大日

心ゑあるものゝふて皆静女は霊社と仏道に拝ま静ゝ卒しゝ
義経記評判ゝ静吉野ゝ出て義経公に別てより都へ登ゝ小四郎に宿
ほふこのゝつれも世を憂事小四郎に髪を剃り仏門ゝ入て第庵ゝ
引籠りて有りけるゝ文明三年字しゝなりしゝ雨れば来りも
つまゝよ弧ふにされゝ文注ゝ義経公要ゝ出て国害れゝ出て
都ゝ尼となり都ゝ曙城に住ゝ有しゝ時南都ゝ修しゝも
又要ゝ出ゝ有しゝもいつゝゝ世ゝ老志しゝ静子墳在名
取郡長袋村相傳義経之哥妓静子之墓未詳何人設此之由ゝ
又日光道中中田澤なる岩松山光ゝ寺に什宝ありゝて静女ゝ
蛙蝶龍ゝ舞衣に裂ありゝ 按ゝ西帝ゝ静ゝ端ゝ者ゝも
のなりしゝとかあつて世ゝ伝しゝゝ義経ゝ国を見しゝ事有ゝ

あるゝ少は世ゝいまゝ見ゝゝなるゝ世ゝ
ゝ年衰の伝ゝゝ少老志なるゝ世ゝ前ゝ引ゝ彼ゝ思
ひ合まれバもしゝ東なりしゝ平沢氏も世ゝ鍼生有ゝ静美人
墓云源豫州而不能底一婦人又令女子墓而不止其妻不傳亦可
也とあり世ゝ文意を思ふゝ静ゝ為ゝ事ゝなりしゝを肯ゝ思ゝ何に
拙やありけんいつゝゝゝ世ゝ事ゝ志ゝ志ゝ静堂に碑を大概高行に妻静に塚しゝ河の加西邑人ゝ
事を秘ゝ笑ふゝ記せりゝゝゝ義経公に侍妾
に事ふ弧れたるゝゝゝ事行に妻ゝ静と稱しゝるゝ実疑ゝ
バゝゝ尼ゝ成ゝゝゝゝゝゝ世ゝ
長呼て生前と称しゝゝゝ世ゝ

て葬りたるを臣下称して臣前の墓也とかくんといひつたへたる事を知られず
なりけれど臣前とだにいへバ名のみつたへたるなり故に静法師が筆と
思ひなりて如くに傳へまりしにや是を鬼一法眼の女皆鶴姫が墓
臣の説を追て会津蒲倉といふ所に於て義経の事を古人に問しに
弟経の此世を遁れ給ひしを五日前之今ハ逃て是を義経なりと
といひけれハ姫悲しみにたへず難波池に身を投て終りぬと其墳
墓今猶難波池にありけれし相にいえたれハ是亦同じく引合て使とて
ありしなれバ文一ッ様につゞきて静墓の碑見えけるのあれハ神尉
ありとて板を以て其囲をなしけり其板腐朽して取替ぬる時に菜園
村なる圓寿寺の僧強て見たりけり其中に師西来意とありて
眼ニ延文二年と題せり其外もありけり文字なし師の上中に但の

字ありしなるべしと田間還録に見ゆ祖師西来意とハ禅家の語
にて延文ハ当氏将軍の治世なれバ静が事に関係せしにハ立塚とい
ふ山口村にありて彼地にハ事蹟の伝はざるハ静女が事にあらねバ
思ひバ静が碑なりぬをあきらかにし
小古塚の条に合して　かたしかし
んする所也
静が子を作りて其碑を記れたるんの事を伝説あり　とて深く
碑文を打ちことをて見れハ害ありなどとて愚民をマトハシタルニハアラサルカ

葉山 在羽山 九月廿八日　熊野 熊ノ木ニアリ 八月十五日　天神 在古鉄 正月廿五日　雷神 在堤前 四月十五日

諏訪明神 七月廿七日　牛頭天皇 八月八日　西宮 在陣場 十月廿日

只野

御霊明神 在宮表 四月十七日 縁起別当吉祥院
鎮守神なりとの説あり銘甚考こハ古代より義家朝臣武衛征伐の時鎌
倉権五郎景政将軍に従て戦功ありしかハ其所の内五郎常陸の内
二郡恩賞ありし只野ハ其の陣地ありし所なれハ安達郡の評も義家東征卒
の時廿一郷之内とあり

してのち文村家小子氏平忠氏社事と合祭して氏神事と
名けしことの便覧に八幡宮神平忠道田事氏又忠氏祭れ
果して今なほ氏神川院勅定ありて忠道社に社事を陸奥宮と贈
官せらるとあり畢考中に考道陣中小祠を立て立人流小祠
なり那須各社祠社事を合せ社事を四ツ目と
なるとあり村絵図中に桂木と長尾新人忠氏社建立一
説に事氏義家を捷て事的大蛇を殺して里人祭るとあり
古墨集に事氏と奉ずるを対られたる祠なりて諸よ
ものの一服少し明治ありまれ〳〵定説なれども
氏祭絵図に事社ありて氏事と称されバこれも事氏
社中事なり歟　事氏社年数有て志賀毛利氏社家老香川氏なる奥羽小安を
事氏の事社を考案せし事なり小安積郡小四社安達郡二社白川

郡小一社田村郡十三社地生郡小三社豆利郡小二社出羽国伊郡二社あり〳〵これハ事氏みな立事氏
立而とありて事氏社事社といられハ事社なり〳〵事氏を祭りし〳〵香川氏も事氏の子孫
なるとて氏神と祭るとなり

熊野　左別如　熊野伊弉冊尊速玉男命子解男命之例祭九月九日

伊豆権現　東小郡麦少し出見号九月九日

山口　鬼渡権現　俗小仁利多利と称を出て縁初祠にて小祠郡シヤウケ
神といい世郡猿田彦命と夫婦社孫遠事を中筋に
湯前明神　多郡大七月六日　山王　十二月初申の日　鹿島　左古館八月十七日

大谷　若御所明神　篠川御所　陸奥国多賀郡大谷村俗称仲を多賀府
と号し〳〵右若御所社加を立て大谷峯を立て称し〳〵大谷峯と開き事郡多
十四郡社出羽もの六郡小使切せんなるとて西大谷峯東大谷峯
幾掛石行者堂行人池等社寺有り若御所を祭りて在社定

[illegible]

山王買方　熊野　八月十五日

八幡　八幡宮　神主　大原中務

所謂安積三社之一宇奈比呂別ニテ続日本後記ニ承和十四年十月癸亥朔丙寅奉授陸奥國無位宇奈之呂別神従五位下ノ又三代實録ニ貞観十年三月十二日庚午授ニ陸奥国従五位上宇奈之呂別神正五位下ト有ル是也義曲曰ク

後記ニハ従五位ノ下ヲ始メテ奉リ授ヨシ九ニ実録ニハ従五位上トアリカシハ貞観十年之前ハ一度加階アリシナルベシ未考

尊号誉田別尊又去来紗尊トモ云フ大古之亜跡ハ瀬織津姫尊也一社ニ祭リシハ神秘ナレハ畧セリサテ勧受之始メハ桓武天皇延暦年中按察使藤原小黒丸大伴家持當國御下向御代村ニ御着然ルニ蝦夷之悪黨蜂起セシ時高旗山ニマシマス神力ニヨリテコトコトク打平ラケタルニ依テ高幡山ヨリ前後ノ川之落合山崎ニ御勧請無双之大社造営畧社頭　丹羽尹重公御建立當地勧受之前ハ逢ノ西禿倉トテ自然ノ神祠アリ高幡ノ神霊影向ノ處ニテ参詣ノ人々多シトナン　そもそも此所ハ昔多数アリ搜古ニ旧名ハ小名氏迂立ルトアケタルハ本名ニ成ル事ハ中世ノ比ハ大伴家社領ニ成ル国道勅ヲ承リ延暦三年山サキ村ニ迂立ス今ノ八幡村トアリ延暦年中三歩ノ所ハ幡平ニアリ安倍貞任ノ時山ヲ中ニ立ル永承ノ比源義家再興大伴玉乃八幡ヲ奈良ス元禄年中ニウツストアリ大概如ニ成ル石清水氏社姫宮八幡村ノ地ヲ勧受シテ八幡村ニウツストニ云ヘリ何レカ是ナルヤ

延喜式ニ云ク西八千立社此内ワ有ル歟熊野比叡

[illegible]

御綵五色落絶末御麻裏料 松と候ありし之如くなる祭神此旅座ま
廿八園中より甲府北峯幣帛を絶ちし且なる事也之 冨翁雑話 御祭 四月三日 九月十九日
末社 在御手洗島 大山祇命 祭神 天神 祭神 天穂日命 菅家霊神 伊豆箱根三島 祭神 伊豆箱根両社彦火火出見尊 三島ハ大山祇相
殿雲推峯大権現天正四年中雲推峯山ヨリ此處擢ヘ彩向之 春日明神 祭神 建甕槌命 経津主命 天児屋根
右三社ノ内殿ニ祭ル彩向之古木今ニ有リ
倉姫 大神 稲荷 祭神 倉稲魂命 稚彦霊命 保食神 御饌津神 専女神 雷神 祭神 雷神
武遮宮 祭神 武内宿祢 辨才天 祭神 市杵島貞

駒屋

八幡宮 里語ニ八幡北嶺ゟ下る八幡 八幡宮勧請此
時むかしより安住此所に居ありし所より山より下る峰の
天八幡宮 例祭 八月 九月十五日
諏訪 古社諏訪始ノ柳田北東にあり 七月廿七日
伊豆権現 九月晦日 稲荷

川田

白幡明神 祭神 武内宿祢 古社 祠ハ川田北東白旗
小山ありし 伝説ニ一説ニハ天文年中牛を 川より川ヨリアリ 四月四日 九月廿八日
三島 祭神 大山祇 古城此所祭りて後より祭所祭此城主
此所祭あり 依て祭日あり 伝説 九月廿八日
若宮明神 在卯子内 九月廿八日 雷神 在上ノ臺 六月十三日 上御霊 西 下御霊 東 山王 在向ヤシキ 八月十五日

成田

諏訪 在古鉄 七月廿七日 己渡社 西

鍋山

牛頭天王 八月十五日 雷神 七月十九日

冨岡

白山 在五山 九月九日 牛頭天皇 在付之内 八月十五日 稲荷 在脇川 二月初午 山王 在山王山 二月十七日
山神ニ 風祇の宮 在中原 二月九日 天照太神 在筑鉄 二月十七日 天神 在梅田 九月廿五日 雷神 六月廿三日

下守屋

飯豊和気神社 神主大河原奥正
安積三社之一也正座息長足之姫尊 一ニ息ヲ氣ニ化ル日訓也 右饌津神、上古ヨリ

飯盛山へ垂跡神亀元年妙見ヲ配食ス 世ニハ受戒比丘尼ノ相馬ヨリ勧受シタル也トイヘレハ神主大河原氏之話ニハ比丘尼ハ眞神ヲ負テ今ノ神明守子ト云フモノヽコトリ村ヽヨリ勧受シタル也マテニテ夫ヨリ勧受シタルニハアラサルヨシ社傳ニアリシヨシ

宣下ト有リコハ神殿改造ニヨリテ神号トモニ書替タマハリシニテ始メテノ宣下ニハアラスト大河原氏イヘリ 元文年中正一位之宣下アリ 大概記ニ天明九年ノ

十一年野火ノ為ニ焼ケ申ス

古ハ廣大之荘厳なりしを寛永

宮殿創造棟札今ニアリ

十三年如第武蔵の国五尺三寸ノ

八物美の部ニ入ツ

ツ

ル

風札之 在記事寺

安達郡小浜村ニ岡観村ニて寛文ノ比雲霊

寺院ヲ焼ケ申ス棟札ニ寺ヲ下ス在村ニ住ス

三宝さらハ観村ニ回ルさるべし 三月十六日 八日三

祇園宮 四月ニ当リ十ヶ所

あめの山あり 六月十日

本宮 安達太良明神

神主 鈴木修理

[illegible]神能明神 往古あだゝら山ニ垂跡ス安年中当宮ヲ移シテ安

達一郡之鎮守ト仕ル 往古本目村ヲ始メテ本宮ヲ[illegible]ヲ天和三年二条右近衛殿ヨリ嶽山ヲ

[illegible]

宮徳年中畠山持清 往古ハ[illegible]

再興 鹿子田和泉守又

修補ヲ諸書ニ往古ハ和泉守建立宮徳年中畠山持清再興トアリ

[illegible]

家数萬戸附 ハ往古之ヲ例祭毎年十九日神輿渡御ト神子

[illegible]

[illegible]

神く初て来りし時皆之を定め仲之を不諾者と不諾とを
當社法例真法身すりて出一古實神代は惡日天雅彦命
鹿児弓は德よりて下照姫と要あり諸人此の徳を妻定ふ
用ひ神代にて天くり一天鹿児山は本を作りしなれも道遠
りれい出りしふ事を自ら諸人あるせんと男女人あれハ十を三十
一家に書き法ふをかつぐみを縄ねを結ふ法ありて此事ふ結はせ人
此門ふ立てるなり此事諸事ふ先ずり初秋のこちをみ菓を結て
いなくふ深者一立一うとのちくふて此事ふ最日本ふ
彩りー事を立てる和歌本に（竹下一社は神秘とあり）時して之記とあたらら
神話は四紀は中ふありこれ寸さて此神は忘れ事のこと和色
ふて苦こと苦を作事なる一弧中山を忘れ事ふ一

こと名を付る法ふ事ふ一宮ふ産彩らの他邦ふ移りて此
をくらいハ害あるもの一舊のめくこと丹波は並川村ふて鯉を不
ふ此男山ふて名歌をいこ高ふ山て鹿を忘れ彩るなり
出社　蛇宮　青龍権現
天和は　紀ふ事は彩は蛇の字は前と大ふ蛇腹を破りて形
ふり是を奇こして青龍権現と記りこと一社傳ふあるいはり
此社古く此法は南ふあり一を宮ふは法宮ふ移りこふ蛇塚等
こ物是は部ふいふ屋一

富神　在鹿子田鈴　鹿子田右衛門佐崇敬くしふ村　毎五月六日

雑才天　在大隈川岸三月十三日　諏訪　山神　三

仁井田　富士権現　在藥内九月十九日　羽山　在羽山青八日　十二屋　権現三月十三日

牛頭天皇 在五百川 月十九日　主子 月九日

荒井 帳付大明神　里俗此説小往古陸奥守任て下り人駅燈随筆こハ此実方をさすとあり右筆京より奥州迄大河小川此数を記して下る積達此境なるハこゝ迄て京より五百番ハあたれり偖て五百川と名付其帳を付たる人此所ハ病死一ケ所の所なりといふ 諸説林大概記 村盛一覧 既ハ小いにたゝくこゝて伝説なる歟

白旗明神 左高野 右高野 羽山 左三本杉 右大杉　熊野　白山　稲荷

関下 羽黒 二月十五日 羽山 左沼沢 十月十八 稲荷　山神

青田 帳付明神 在東宮 九月九日 社傳前に同じ　熊野ニ権現ニ稲荷五神ニ

苗代田 帳付明神 左村内 右九 社伝前に同じ　羽山神 左五郎内 右九月十九日

五郎社 五郎社ハ地名なる歟

水神　山神　神明　年神

羽瀬名 帳付明神 村内 九月九日　社傳前に同じ

下樋 右神権現 在岩上 九月九日

青木ハ 稲荷 左青木 右九 山神　牛頭天皇　疱瘡神

石延 八幡 月廿五日 山神 三　権現ニ　稲荷　熊野

高玉 高司明神 在田中　熊神太玉命　高皇産尊

大概記ニ紀州高野山ニ入口ハ高野大明神あり高野大明神ハ高野ハ高野ハ高野

牛頭天皇　道陸神　神明　羽山　山神　稲荷〃

熊野　湯前　権現

横川　帳付明神　上ノ山　九月九日　社傳前ニ同〃

以上帳付明神ハ社ヘ何まゝ移〃ゝ　山神　左村内

中山　熊野　在古館　九月九日　来藏明神　在村　等神同〃

相生集巻之十終り

国立公文書館
National Archives of Japan